

論 文

学部留学生の在籍管理の徹底についての一考察

○薬師寺 徹*1 京 祥太郎*1 山口顕秀*1

キーワード：学部留学生、在籍管理、適正校、在留資格「留学」、入学者選抜

1. はじめに

出入国在留管理庁によると、留学生に係る入国・在留審査を適切かつ円滑に行う観点から、毎年、在留資格「留学」により留学生を受け入れている教育機関の中から「適正校」（留学生の在籍管理が適正に行われていると認められる教育機関）を選定し、適正校として選定された教育機関は、在籍する留学生が在留許可の申請を行う際に提出書類の一部が省略されるなど、手続の簡素化の対象としている。また、在籍管理が適正に行われていると認められない教育機関については「慎重審査対象校」と認定され、通常どおり慎重な審査の対象となるとしている¹⁾。外国人材の受け入れに係る施策に関する会計審査の結果について」の適正校等の選定の状況によると、令和元年は、大学では適正校が740校、慎重審査対象校が8校、選定停止校が1校と報告されている²⁾。

文部科学省・出入国在留管理庁では、一部の大学等において不適切な入学者選考や不十分な在籍管理等により大量の所在不明者等の発生を招いた事案を踏まえ、「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」³⁾を策定し、在籍管理の徹底について政府・大学等が一体となって対策に取り組んでいる。文部科学省では、在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化の一環として、在籍管理が不十分な場合には改善指導を実施し、改善指導の結果、改善が見られない場合は、「在籍管理非適正大学」として、法務省に通告、また出入国在留管理庁では、「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への

在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表、「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討する、といった是正措置をとった。

この「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」³⁾の措置内容に関して、鈴木（2019）は、今後も留学生を増加させていくのであれば、留学生の経費支弁の確認方法と日本語能力の二つの問題について解決する必要があることを指摘している⁴⁾。また、京・薬師寺・山口（2022）は、これら措置内容を踏まえ、問題在籍者が5%未満になるための方策として、学生管理のマニュアル化をすることを提唱し、まず始めに学生管理のためのフローチャートを作成したことを報告している⁵⁾。

さらに、2023年4月に文部科学省は、各国公私立大学長・各国公私立高等専門学校長あてに外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等についての文書通知を送り、外国人留学生の受入れ推進を図るため、従来、各国公私立大学及び各国公私立高等専門学校において外国人留学生の適切な受入れ、在籍管理の徹底等がなされるよう求めている⁶⁾。

現在でも引き続きこれらの在籍管理の問題があることを踏まえ、本稿では、学部留学生の在籍管理の徹底について報告したい。本学は「慎重審査対象校」（令和元（2019）年1月から12月までの結果による）から「適正校」（令和2（2019）年1月から12月までの結果による）に認定されたが、実際に何を実施したのか

*1 至誠館大学 現代社会学部

事例報告する。

2. 本学の課題とその要因分析

2.1 経緯

本学では2019年4月より、本学東京サテライト教室（現東京キャンパス）における私費外国人留学生の在籍管理、具体的には除籍退学率・数の高さを是正すべく基礎調査・分析ワーキンググループ（以下WG）を立ち上げた。その際の調査結果とそれに基づく対策の提案をしたのが京他（2020）として公表されている。除籍退学の是正と外国人留学生の在籍管理は表裏一体の問題であり、折しも文部科学省・出入国在留管理庁（2019）が公表された年と重なったため、結果として本学の適正校化が当面の目標となった。先にみた通り、会計検査院（2021）によれば慎重審査対象校は全国に8大学あった（令和元年）が本学はその1校に数えられていた。京他（2020）でも述べているように、WG発足当時、いわゆるアベノミクス景気やインバウンド消費で国籍を問わず就労希望者の就職は比較的容易だったこともあり、大学への進学と就職とを簡単に天秤にかけることができる一部の外国人留学生（たとえば本学入学前に専門学校を卒業しており、それにより在留資格「技術・人文知識・国際業務」への切り替えが容易な層）は在留資格を「留学」から「技術・人文知識・国際業務」へ切り替え、学納金を完納しているものは退学手続きを行い、学納金未完納のものは督促を無視してそのまま未完納状態を放置し、後日学則に基づき除籍処分となるというありさまであった⁷。それでも「技術・人文知識・国際業務」に切り替えたものは所属機関があるという意味でまだよい状態であったが、在留期間内の資格外活動違反（主にアルバイト時間超過が原因）による在留期間の更新不許可が急増し、それに伴う除籍退学数の増加が問題になったのが平成30（2018）年であった。本学ではこうした状況に対してただ手をこまねいてみていたわけではなく、たとえば「動静表」^{註1}、「アルバイト届」^{註2}といった書類を

学生に演習科目で書かせたり、アルバイト先にも協力を得たりしながら動静把握や在籍管理に努めていた。また在留資格の期間更新の前に代理申請を行うため、本人の最新の課税証明書、すべてのアルバイトの賃金台帳の写し、所有する通帳（私費外国人留学生はゆうちょの口座以外に複数の都市銀行等の口座を有していることがほとんど）の残高記帳を確認し、出入金のチェックと本人の時給等から月の就労時間を割り出し、資格外活動が週に許可されている時間を超過していないかこれまでも確認していた。しかし、除籍退学数が問題になる2018年度は、仮に資格外活動違反が強く疑われた場合でも在留資格の更新のため東京入国管理局（当時。現在の東京出入国管理局）の本局や地方事務所へ期間更新の申請にいかせていた。長期欠席が続いたものや連絡がつかないものへの対応として、自宅訪問はもちろんのこと、動静表に書かれている国内連絡先（主に兄弟や友人）への連絡、アルバイト届に書かれたアルバイト先への訪問や連絡を行っていたが、学納金未納や在留資格の更新不許可になったものを帰国まで追いかけるのは至難であり、多くは行方不明状態になってしまっていた。WGが本学内で発足した当時は上記のような状況であった。

2.2 WGでの要因の整理・分析

WGでは過去の除籍退学者の国籍や個々の要因を整理・分析する作業から実施した。その結果、浮かび上がったのは意外な事実である。通常、資格外活動違反は経済的な理由（滞日経費と学納金を本国からの送金でなく一部ないしは全額自弁するため）が主な理由と考えられた。しかし、本学においては少なくない外国人留学生が支払った努力が報酬となって現れる、わかりやすい評価として資格外活動時間を超過させている点もみられた。外国人留学生として本邦大学に進学を希望し、実際に入学してくる層は出身国においても有能な人材であることがほとんどであり、そうした学生はアルバイト先でも当然のように重宝がられる。重宝

使いされればされるだけ月のアルバイト報酬という数字で評価されることに面白みを感じてしまうとつい長い時間の資格外活動となってしまう。さらに複数箇所を掛け持ちすれば中には合計のアルバイト時間の管理に失敗し資格外活動として許可される週 28 時間以内の規定を超過する、というものが出てくる。彼らにとって資格外活動とは滞日経費獲得と同時に、多くの日本人大学生にとってのサークル活動としての面があったのである。異国にあつて講義時間以外無聊を託つとなればすることはそう多くない、ということであった。こうした状況に 2018 年当時は演習科目（本学では基礎ゼミ、専門演習、卒業研究指導と称する）で科目担当者による生活指導を行い、年度の前期や後期の講義期間の前のガイダンス時に全体向けにアナウンスするといったことを行っていたが、こうした対応では不十分であることは明白であり、これの是正は急務であった。さらにもう一つ入学時の本人の志向と本学とのミスマッチが強く疑われることも問題であった。これもまた多くの日本人学生に当てはまるケースといえようが、外国人留学生もまたなぜ大学進学か、なぜ本学かに強いこだわりがみられないことである。石にかじりついてでも、といった強い意志があるものが少数のため、安き（ここでは講義をサボるとか勉強に励まないでオンラインゲームに現を抜かす等）に非常に簡単に流れやすい。本学のような入学定員の充足に常に不安を抱えやすい大学では受験生の利便のためと選抜日程が非常に多く設定され、選抜基準が厳しく設定されていたとしても面接主導の選抜（日本語学校の成績や各種資格試験合格者だと語学試験や小論文試験が免除される）だと面接担当者により出来不出来に差が生じやすい等あり、大学の入口問題（入学者選抜の在り方）に課題を抱えていることは明らかであった。面接主導である場合、本学と受験生とのミスマッチの解消が不可欠であるはずで、そうした研修や注意はあるのに面接担当者によって理解にばらつきがあり、ある種の「セキュリティホール」となっている事実が確認さ

れた。こうしたミスマッチは 2018 年の初年次入学者の除籍退学数の著増へとつながったとみられる。所属機関変更による在留資格審査を通じて明らかになったことは資格外活動違反を問われ期間更新不許可になるものは本学入学以前より資格外活動違反を行っており、本学入学後に学生指導を行って容易に翻意させられるものでないことである。後に是正されるが、当時は前籍校時代の資格外活動違反についても現籍校のペナルティとなっていた。このため本学の前籍校となる多くの日本語学校、専門学校では在留期間と在学期間がほぼ一致しているため卒業まで在留期間更新手続きがない場合有効な在籍管理がなされていたか疑わしいケースも散見された。ビジネスの側面から考えれば前籍校は学納金の完納さえされれば不問に付すインセンティブがあったわけである。少子化で高校と大学の力関係において、送り出しの高校の力の方が相対的に強くなっていることが指摘されるが、これは外国人留学生に関しても当てはまる。

2.3 提案された対策

こうした状況を踏まえ、WG では以下の 10 提案^{註3}を理事会にすることとなった。詳細は京他（2020）で論じているのでここでは簡単に触れることにするが、提案を列挙すると、

- ・語学サポート要員（母国語相談職員）の補充（3 年任期付）
- ・母国の支弁者とのコンタクト
- ・学生相談員および教員と事務を取り次ぐ存在としての教務助手と事務助手の採用
- ・VISA（在留資格）対応職員の補充・育成
- ・帰属意識を高めるための学内行事の充実
- ・学生支援サービスの充実
- ・就学地変更・本法人内の専門学校との協力強化によるスケールメリットの強化
- ・エスジーサービス（本法人関係企業体）などの利用
- ・入試 WG の設置

・クレジットカード決済で学費完納化であった⁷⁾。2019 年秋に提案されたものであるため、その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるパンデミックの影響により、すべてが現実化されたわけでもなく、実施されたものでも十分に実施されたとは言い難い。しかし、こうした対策は効果をみせて結果的に本学の廓清と対策をはじめて短期間で適正校へとつながっていくことになる。

3. 本学の東京キャンパスにおける取り組み事例

3.1 学内ポータルサイトの利活用

ここからは具体的に何をしたのか、その効果はどのようなものであったかをみていきたい。その前提として挙げなければならないのは「学内ポータル」である。本学では株式会社学びと成長しくみデザイン研究所 (<https://manabi-labo.co.jp/>)の提供する

- ・教務システム一体型ポータルシステム 「A-Portal」
- ・授業支援 SNS 「melly」

を 2018 年度より学内ポータルに採用している。これらは適正校問題とは全く別の経緯から導入されたものであるが、結果として次に挙げる語学職員と同様、適正校問題に著効した対策であった。それまで在籍管理は共通の Excel を利用してデータの収集・管理が行われてきた。しかし、このスタイルでは加工のしやすさはあってもデータや情報のシェアの迅速性等に課題が残る。「A-Portal」が導入されることで、データや情報の共有が即時性を帯びたこと（ほぼ同時の編集・閲覧が可能）、担当学生の成績やサポートに必要なメモの共有が可能なこと、講義出席数・出席率が容易に把握できるため、問題学生の割り出し速度が著増したことが挙げられる。自己の成績（含む GPA）や講義出席数が簡単に確認できるようになったことで一部の学生は資格外活動とは別の、成績をよくしたい、GPA を上げたいといった目標が生まれ学生本来の姿をみせるものが増えることにつながった。「A-Portal」と連動する授業支援 SNS である「melly」の役割も欠かせない。これま

で問題学生への連絡手段は自宅訪問以外に郵便、所有するスマートフォンへの電話か Gmail などに代表されるようなフリーのメールアドレスへのメールに限られていた。しかし、ここに学内でのみ利用とはいえ SNS が加わったことで 24 時間 365 日の連絡手段を得たことになり、学生は気軽に質問等できるようになるとともに、大学側も「melly」を通じてのやり取りで多くの連絡事項等が確実に伝わるようになった。運用 2 年目にパンデミックが起これ「A-Portal」、「melly」、WEB 会議システム「Zoom」が学内に浸透したことは在籍管理上革命的な変化であったといつてよい。学生は否応なしに「A-Portal」、「melly」を確認せざるを得ず、「melly」の既読マークにより少なくともメッセージを確認したのか把握できるようになった。また直接面会せずとも Zoom ならば面談に応じる学生も出てきたため、動向を全く把握できず長期間放置されることはなくなった。「A-Portal」では担任に欠席が多い学生情報をメールで急報してくれるサービスがあるため、欠席の増分とメッセージの既読未読を把握するだけでもかなり学生の動向把握に役立っている。

3.2 語学職員の配置

本学の 2018 年時点での出身国構成は中国が第 1 位、ベトナムが第 2 位、次いでネパールの順であった。中国語を母語とする職員はいたが、ベトナム語とネパール語を母語とする職員はおらず、語学サポートの不足は明らかであった。これは単純に学修環境の向上やのみならず、高度成長を経て富裕層が増えた中国出身留学生^{註4}と違って、訪日段階で借金を有し、滞日経費の一部または全部を自弁^{註5}したり、母国に送金して資本蓄積を図ったりするため自然資格外活動違反も増えてしまうその他の途上国出身者に直接ヒアリングしたり、意図を正確に理解してもらうために必要な措置であった。前節に出てきた「melly」でのやり取りも必要があれば母国語でやってもらう他に、国別に利用者の多い SNS（中国だと WeChat、ベトナムやネパールだと

Facebook) を利用して連絡を取ってもらう、電話での母国語対応をしてもらう、オープンキャンパスや入試業務の語学対応をってもらう等を通じて劇的に意思疎通を可能にし、3.1 でみたインフラの整備に人的サポートを付加することで行方不明の発生を未然に防ぐことに成功した。こうした語学職員は本学の OBOG の中から特に成績優秀で品行方正なものを在学時からリクルートしたものである。本学 OBOG であることから、履修登録をはじめとした教学面でのサポートもまた結果的に充実するにいった。

3.3 学納金納付手段の多様化

慎重審査対象校時代は留学生本人の ATM からの入金しか学納金納付手段が存在しなかった。そのため、学納金納付に遅滞があっても、母国からの送金が遅れているのか、送金を受け取った本人に納付意思がないのか(納付義務を怠っているのか)が不明であった。また、クレジットカードでの学納金納付の希望が経費支弁者、学生本人から寄せられていた。そこで手始めにコンベラジャパン株式会社(旧名称:ウエスタンユニオン・ビジネスソリューションズ・ジャパン株式会社) <https://convera.com/ja-jp/solutions/pay-tuition/> の学納金送金サービスの学内導入をはかった。さらに中国出身者の WeChatpay 利用希望により電子決済を可能にしたところ、学納金回収率が上昇し、学納金の未納による除籍者を激減させた。併せて、これまで多かった分納・延納申請も納付手段の多様化で減少している。こうした結果は学納金納付は留学生本人ではなく大学と経費支弁者とで解決するのが早く、より望ましい結果につながりやすいという証左といえよう^{註6}。

3.4 入試 WG の設置

京他(2020)や本稿 2.2 でも指摘した通り、本学のような入学定員充足に苦勞する大学においては入学者選抜機能が働きにくい。慎重審査対象校時代は除籍退学者数が問題になっていただけに、収容定員充足にも

苦勞していたため、どちらが先と言い難いところがあるにしても収容定員不足を入学者で埋めようとし、選抜機能の一部が不全なため卒業まで在留資格が許可されるか怪しい私費外国人留学生まで無理に入学させようとするインセンティブが働いていた。そこで適正校化を進めるに辺り、まずは受験時に発行可能な最新の課税証明書を提出してもらい、問題があれば面接時に質問してもらう、ということになった。なお、資格外活動の時間について山口(2022)で考察しているが、28時間が概ね妥当なことや、28時間以内のルールに基づいた年間最大資格外活動可能時間を計算し、入試時や学生向けガイダンス時に開示して学生指導に利用している⁹⁾。可能時間の概算方法も山口(2022)では示している。一般に、休みの期間が長い大学生の場合でも年間200万円を超える収入はどこかに無理がなければ難しく、日本語学校や専門学校出身者は週28時間超過があると疑われる。また適正校化以来増えているのは、前籍校の強い理由がない結果での出席率80%以下であり、このタイプの外国人留学生はまず間違いなく入学後に欠席や単位不足、GPAが極めて低い、等の問題を抱えやすい傾向にある。こうした前籍校で在留状況が良好でないものを本学入学後に改善するのは甚だ至難であり、卒業まで良好な在籍状況を過ごせる私費外国人留学生を求める人物像に掲げる本学とはミスマッチがあると言わざるを得ない。こうした入学者選抜上の問題点を洗い出し、対策を講ずるためのWGは令和5(2023)年度に設置され、議論はこれからとなるが、課税証明書と出席率に注目する点は初年次での除籍退学者数の激減につながっており、今後も有効ではないかと考えられる。

3.5 在校生への取り組み

入学者だけでなく、令和元(2019)年度より在校生向け在籍管理として始めた取り組みは毎年6月から7月に居住する地方自治体の住民税が確定した後に発行される課税証明書/非課税証明書の悉皆調査である。こ

れにより特に在留期間の更新を控えているもので資格外活動違反と疑われるものの1次割り出しに成功している。また、納税義務を故意ないしは過失で怠るものがあるため、保有する本人名義の金融機関通帳（多くがゆうちょ以外に複数保有）の出入金記録を提出させ、入金記録と入金者を洗い出すことで課税証明書には出せない資格外活動を割り出している。あわせて給与明細、源泉徴収票、時には貸金台帳の写しも提出してもらっている。また、入金者（主に法人）がどこの誰かも突き止め、10ルクス以下の明るさの店舗でのサービス業への従事、風俗業、その他肌に触れるサービスを行うようなアルバイト先、東京都生活文化スポーツ局（2023）が注意を促しているいわゆるレジヤホテルでの部屋清掃のアルバイトなども辞めるよう指導している⁹⁾。アルバイト時間の超過や資格外活動違反とみられる場所でのアルバイトが発覚した場合、退学と帰国を本人に促してきた。これは、慎重審査対象校時代には私費外国人留学生の権利として問題があることがわかっていても在留期間の更新のための申請を許してきたが、この結果多数の更新不許可者を出し、こうした不許可者の多くが連絡不通となり、一部が不法在留につながっていたためである。結果が出てからの在籍管理ではなく、結果が出る前に退学して帰国するよう説得する（語学職員に同席してもらう）ことで在留期限内の帰国を促進することが可能となった。この際、語学職員には母国の父母にも直接連絡を取ってもらうことでちゃんと帰国まで至ったかを確認することができるようになった。こうした取り組みにより、在留期間の更新不許可者はかつて2ケタの人数が年間にいたが、令和3年1年間で0名までに減少させるに至っている。ここで獲得した知見は令和改元以降始まった入学前事前学習プログラム、演習科目での生活指導、各種ガイダンスなどで活かされるようになり、本学FDSD研修のプログラムの1つにもなっている^{註7)}。

4. まとめと今後の課題

2019年度発足のWGの提案には「帰属意識を高めるための学内行事の充実」があるが、適正校化とパンデミックのダブルパンチで進捗は遅れている。かつて慎重審査対象校として法令順守努力を疑われてきた時代と異なり、適正校化への過程は本学が大学としてやっとスタートラインに立ったと等しいと感じられることがある。かつての資格外活動違反の多さは霧消し、学生管理の軸が学生生活の充実とそれによる母校（帰属）意識と学修意欲の醸成となっているからである。本格的に取り組み始めて1年半余り、我が国で在留資格を必要とする外国人留学生は在留の在り方も問われるのであり、学校法人はその立場上、法令順守こそ筆頭でなければならない。今回紹介した事例は選抜試験という大学の「入口」こそ在籍管理の要であり、本学のような入学定員充足にも課題を有する学校法人では定員充足の至上命題の下でもその点をおろそかにしてはいけないという当たり前のことを確認した。本学はその点に理解があったがゆえに課題を大幅に改善し「適正校」入りが比較的短期間で可能であったといえる。2022年度第27回留学生教育学会年次大会等で入学前学習プログラムを強調してきたのは、①入学後の教育で在籍管理の在り方が改善しうるのか、②選抜の段階でどのような人物像を求めるべきかを定めるため、であった。適正校はスタートラインに過ぎないが、今後も在籍管理は徹底しつつ質保証を大学卒業後とどう接続させていくか^{註8)}が次の段階になると考えられる。本学では大学卒業後に継続就職活動を目的とする在留資格「特定活動」の在籍管理への対策がほぼ手付かずとなっている。もちろん資格外活動の管理に努め、在留期間の更新の際には、在留期間内における就職活動の有無を確認し、確認できないものには帰国を促してほとんどの本学卒業生には応じてもらっている。しかし、学内ポータルサイトの存在でうまくいつている管理は卒業後には通用しにくい。在学時であれば「melly」や個々の学生固有の「shiseikan.ac.jp」のアカウントを用いて連絡確保が比較的容易になっている

が、在留期間が短くなれば不動産、スマートフォンの契約もまた短期にならざるを得ないのが留学生、元留学生の常である。在留資格「特定活動」の在籍管理は重い課題として残り続ける。

[註]

註1 「動静表」とは、「在籍管理在籍動静表」が正式名称で本学が学籍管理のために毎月1回(毎月15日締切)、学生に記入させているものである。項目は住所、電話番号、本人以外の緊急連絡先などである。

註2 「アルバイト届」とは、「資格外活動調査票」が正式名称で本学私費留学生の資格外活動を把握するためのものである。アルバイト先の責任者の押印を求め、週の勤務時間や時給などの情報を報告してもらい学籍管理のひとつとしている。

註3 リガレアス行政書士事務所代表の広瀬竜也も広瀬(2021)で適正校の選定基準を満たすためにすべきこととして「入学時の選定」、「在留期限の管理」、「アルバイト管理」、「授業サポート」、「定期的な説明会の実施」を挙げている¹⁰⁾。

註4 中国出身の留学生は母国からの潤沢な経費支弁により資格外活動をする必要もなく、日本国内に増えた同郷出身者のサービス業の提供により日本語を利用しなくても生活に必要な財やサービスを賄えるようになりつつある。

註5 ベトナムでは成人したら何でも自弁し、父母に金銭面で孝行するのを美德にしている節がある。たとえば、大学への提出書類上経費支弁者になっている父母にコンタクトをとってもなぜベトナムから経費支弁しなければならぬのか、という反応をされる。

註6 中国出身の留学生は母国への経費支弁要求を過大にして遊興に支出する割合が高まっている。そのため母国の経費支弁者が直接支払いできる手段の構築は在留状況を母国からも関心を持ち続けてもらうためには効果的といえる。

註7 入学時のオリエンテーションや入学後の各種ガイダンス等の学生生活上の諸注意は警視庁(2021)、出入国在留管理庁(2023b)、東京都生活文化スポーツ局(2023)を用いている。具体的には東京都生活文化スポーツ局(2023)を主に、講師は日本語版を利用し、学生には極力本人の母語版のPDFのあるURLを示して生活上の注意を促し、警視庁(2021)、出入国在留管理庁(2023b)(東京都生活文化スポーツ局(2023)同様多言語対応している)で補足する、というスタイルをとっている。

註8 山口(2023)では在留資格「特定技能」の新設と絡み、私費外国人留学生の就職(大学の出口問題)と在留資格「特定活動(告示46号)」にも触れている。

[引用文献]

- 1) 出入国在留管理庁(2023a)「教育機関の選定について」
https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00024.html (アクセス日 2023.11.10)
- 2) 会計検査院(2021)「外国人材の受け入れに係る施策に関する会計審査の結果について」
<https://report.jbaudit.go.jp/org/r02/YOUSEI4/2020-r02-Y4138-0.htm> (アクセス日 2023.11.10)
- 3) 文部科学省・出入国在留管理庁(2019)「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」
https://www.mext.go.jp/content/20220408-mext_gakushi02-100001311_03.pdf (アクセス日 2023.11.10)
- 4) 鈴木美生(2019)「「留学生30万人計画」の代償—留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針—」
<https://www.shidaikyo.or.jp/riihe/research/655.html> (アクセス日 2023.11.10)
- 5) 京祥太郎ほか(2022)「修学困難な留学生への対応について: 学生管理のマニュアル化に向けて」

『至誠館大学研究紀要』9, 115-122

- 6) 文部科学省 (2023) 「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm（アクセス日 2023.11.10）
- 7) 京祥太郎・薬師寺徹・伊藤陽寿・山口顕秀 (2020) 「至誠館大学東京サテライト教室における留学生の実態調査報告」『至誠館大学研究紀要』7, 117-126
- 8) 山口顕秀 (2022) 「在留資格の資格外活動（週 28 時間以内）に関する一考察 — 「1 週につき 28 時間以内」の根拠についての仮説—」『至誠館大学研究紀要』9, 45-52
- 9) 東京都生活文化スポーツ局 (2023) 「外国人在留マニュアル」
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/poster-leafret/0000002104.html（アクセス日 2023.11.10）
- 10) 広瀬竜也 (2021) 「【大学向け】留学ビザ取得で知っておくべき「適正校」とは？」
<https://ligareus.com/blog/university/#i-13>（アクセス日 2023.11.10）

[参考文献]

- 1) 警視庁 (2022) 「日本で犯罪に巻き込まれないために」
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/anzen/live_in_tokyo/index.html（アクセス日 2023.11.10）
- 2) 出入国在留管理庁 (2023b) 「生活・仕事ガイドブック」
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>（アクセス日 2023.11.10）
- 3) 東京都生活文化スポーツ局 (2023) 「外国人在留マニュアル」
https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/poster-leafret/0000002104.html（アクセス日 2023.11.10）
- 4) 山口顕秀 (2023) 「在留資格「特定技能」の新設と労働市場へのインパクト—モデルによる考察—」
『至誠館大学研究紀要』10, 91-98

A Study on the Thorough Management of Undergraduate International Students' Enrollment

Toru YAKUSHIJI Shotaro MIYAKO Kenshu YAMAGUCHI

Abstract : From the viewpoint of conducting immigration and visa examinations for foreign students appropriately and smoothly, the Immigration services agency of Japan (ISA) annually identifies educational institutions that accept foreign students with the status of residence of "Student" as "Schools with appropriate enrollment management" and "Schools subject to careful screening" from among educational institutions that accept foreign students with the status of "Student".

For those institutions that are not deemed to be properly managing their enrollment, they are designated as "schools subject to careful screening". Although Shiseikan University was certified as an " Enrollment management excellence school " in 2021, it has long been regarded as an inappropriate school for enrollment management of international students. Shiseikan University has not tolerated such a situation but has made proposals and taken actions to ensure proper enrollment management of international students. This paper clarifies what Shiseikan University has actually done and what issues remain. As the birthrate declines rapidly, many Japanese universities will sooner or later be required to accept a diverse range of human resources.

The key to solving the problem of privately-funded international students is the selection of students for admission, and the necessary infrastructure is an on-campus portal site.